

## マルサントレードの単元未満株式取引説明書

(平成 27 年 5 月改定)

丸三証券株式会社(以下、「当社」)のマルサントレード(以下、「マルサントレード」)が提供する単元未満株式取引(以下、「本サービス」)は、単元未満株式取扱証券会社である廣田証券株式会社(以下、「廣田証券」)へ注文を取り次ぐ形を取っております。金融証券取引所での取引と異なる点がありますので、内容を十分ご理解のうえご利用下さい。

### 1. 本サービスの権利関係

- (1) お客様が当社に預託する単元未満株式に係る保護預りに関する権利義務関係は、この規定に別段の定めがある場合を除き、既に当社と締結している振替有価証券管理約款の定めることにより取り扱います。
- (2) お客様は、同取引の内容を十分把握し、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。

### 2. 本サービスの内容

お客様は本サービスを利用して、マルサントレードが定める範囲内で単元未満株式の市場外取引を行うことができます。なお、当社はお客様からのご注文を廣田証券に取次ぎを行います。

### 3. 発注経路

お客様が本サービスで単元未満株式の発注を行う際の発注経路については、以下に定めるところにより行うものとします。

- (1) お客様が発注する際、インターネット(パソコン)経由で発注していただくものとします。
- (2) コールセンターでの発注(電話による注文)は受け付けないものとします。

### 4. 取引単位及び取扱銘柄

お客様が本サービスで行う単元未満株式取引の取引単位・取扱銘柄については、以下に定めるところにより行うものとします。

- (1) 1 株の整数倍で、単元株未満の数量を取引単位とします。
- (2) 単元株制度採用銘柄(証券保管振替制度同意会社に限る)の中からマルサントレードが選定する銘柄(以下「選定銘柄」といいます)を取扱銘柄とします。

### 5. 取引の執行時期及び成約価格

お客様が本サービスで行う単元未満株式取引の注文執行時期及び成約価格については、以下に定めるところにより行うものとします。

- (1) 発注は成行注文のみとします。

(2) 受注時間はマルサントレードが定める時間の範囲とし、成約価格は以下に定めるものとします。

- 1) 0:00～10:30 に発注した注文が成約した場合、当日後場始値を成約価格とします。
- 2) 16:00～20:59 に発注した注文が成約した場合、翌営業日始値を成約価格とします。
- 3) 21:00～23:59 に発注した注文が成約した場合、翌営業日後場始値を成約価格とします。

※休日に発注した注文が成約した場合、翌営業日後場始値を成約価格とします。

(3) 複数の取引所に上場する銘柄は、廣田証券が定める(各銘柄の主要)取引所の価格とします。

(4) 上記(2)の2)の注文が成約しなかった場合、上記(2)の1)の注文として当日のみ引き継ぐものとします。

(5) 上記(1)～(4)に定めるところにかかわらず、取引所において取引が成立しなかった場合及びストップ比例配分となった場合、その注文は自動的にその効力を失い、取引は成立しなかったものとします。

## 6. 訂正及び取消

お客様が本サービスを利用した注文の訂正はできないものとします。取り消しについては、マルサントレードが定める時間の範囲内に限り、お客様が本サービスを利用することによってのみ行うことができます。

## 7. 注文の照会

当社が受け付けた单元未満株式売買注文の内容及び成約状況は、本サービスにより照会することができます。

## 8. 取引手数料

お客様が本サービスを利用して取引注文を行い、約定した場合、当社は所定の手数料を手数料等に課せられる税金と合算のうえ申し受けます。

## 9. 選定銘柄の除外

(1) 選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当したときは、マルサントレードは当該銘柄をマルサントレードの選定銘柄から除外することができるものとします。

- 1) 当該選定銘柄の発行会社が法律の規定による支払いの停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき、又は営業活動を停止したとき。
- 2) 当該選定銘柄が上場廃止、指定替え等(監理銘柄・整理銘柄入り含む)により、本サービスの取扱市場を外れることとなったとき。
- 3) 株式会社証券保管振替機構が取扱有価証券としなくなったとき。

- 4) 合併等による株式移転で1 単元株数の変更が行われ、1 単元が1 株になったとき。
- 5) 額面変更に伴う株式交換で1 単元株数の変更が行われ、1 単元が1 株になったとき。
- 6) その他マルサントレードが必要と認めるとき。

#### 10. 決済不履行の処置

- (1) 前受金制度にもかかわらず不足金が発生し、決済日までにその入金がない場合、マルサントレードは任意に売買契約を解除し、顧客の計算において買い付けた株式を売却することができることとします。
- (2) マルサントレードは、上記(1)により損害を被った場合、当該顧客のために占有する金銭及び有価証券を以ってその損害に充当し、なおその不足があるときはその不足額の支払いを請求することができます。

#### 11. その他

本サービスの利用等により、お客様の預託株式が1 単元に達した場合、1 単元の整数倍に係る預託残高については、お客様の申出の如何にかかわらず、この規定の適用を受けない単元株として取り扱います。

#### 12. 約款等の適用

この規定に定めのない事項については、「総合取引約款」、「マルサントレード取扱規定」等の定めるところにより取り扱います。

#### 13. 免責事項

免責事項については、「総合取引約款」、「マルサントレード取扱規定」等の定めるところにより取り扱います。

#### 14. 上記内容の変更

上記内容は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは改訂されることがあります。この場合、マルサントレードはその変更事項をホームページに告知することとし、所定の期日までに異議のお申出がないときは、同意いただいたものとして取り扱います。